

ID: 604

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	工事中の特殊建築物に係る措置命令		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 （工事中の特殊建築物等に対する措置） 第90条の2 特定行政庁は、第9条又は第10条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中に使用されている第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日